

令和7年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業委託業務 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度大学発社会課題解決型科学技術プロジェクト創出促進事業委託業務

2 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 委託業務の目的

沖縄県は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画〔令和4年5月〕」において、「社会課題解決型の科学技術プロジェクトの創出支援」を科学技術振興施策のひとつに位置付け、大学等の研究成果（研究シーズ）を活用した大学発社会課題解決型の科学技術プロジェクトの創出支援に取り組むこととしている。

本委託業務は、大学等を越えた研究者等間の交流の促進及び、研究者等とステークホルダーとの交流を促進することにより、社会課題解決型プロジェクトが次々に創出される環境の構築を目的としている。

<参考>

<新・沖縄21世紀ビジョン基本計画で目指す目標>

計画前期（令和4年～8年）：5年間

【目標とする姿】

大学等の教員が社会課題に関心を示し、外部と連携して大学発社会課題解決型の科学技術プロジェクトを提案する仕組みが大学等において構築されている。

4 委託業務の内容

社会課題解決型科学技術プロジェクト創出のための体制構築に向けた取組と課題抽出の実施

社会課題を有するステークホルダーと大学等研究者等との連携が図られ、社会課題解決型プロジェクトが次々に創出される環境を構築するため、様々なステークホルダーや研究者等が対話できるコミュニティ形成に向けた取組を行うとともに、これらを通じた課題等を抽出する。

社会課題解決型科学技術プロジェクトが創出される体制を構築するため、下記（１）～（４）の取組を実施すること。

（１）大学等を越えた研究者等間の交流（コミュニティの形成）【1回以上】

本事業の目的等を踏まえ、社会課題科学技術プロジェクトの創出に向けた研究者等間の交流・コミュニティ形成に効果的と思われる取組や交流分野について企画提案すること。

（取組例）

・シンポジウムの開催等

・先進事例の講演 等

- (2) 社会課題解決に向けたアプローチの検討（県内大学の研究者・学生とステークホルダー等との交流）【2回以上】

沖縄県の社会課題解決に向けて、県内大学の研究者・学生とステークホルダー等との交流を通して、具体的なテーマや分野等を想定した議論や、課題解決に向けたアプローチを検討する取組を実施すること。

※具体的な分野及び取組内容等の詳細については企画提案すること。（複数分野での取組も可とする）

- (3) 大学間連携促進のための調査【県外1地域以上】

社会課題解決に向けた大学間連携の促進・強化のため、県外事例等の調査を実施し、今後の沖縄県内における効果的な連携環境のあり方等を検討すること。

- (4) 上記(1)～(3)を通じた課題等の抽出

なお、上記の取組を行うにあたっては、多様な機関、専門分野の研究者等が多く交流できるよう努め、人文、社会科学と自然科学の融合による「総合知」が生まれやすい環境を目指すこと。

上記のほか、事業者自らが有する専門知識やノウハウ等を活用することで、より有用な結果が得られる場合は自主提案すること。

【事業目標について】

- (1)ステークホルダーや研究者等の相互の交流機会 3回以上
- (2)交流人数のべ100人以上

5 その他

(1) 打ち合わせ及び業務進捗状況報告

受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と適宜、業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、3回以上、業務の進捗状況報告を行う。

(2) 再委託の制限等

①一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

②再委託の相手方の制限

本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

③再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行できると決定した業務

④再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務

6 成果品

上記の業務内容の報告書及びその概要版を成果品として次のものを納品する。

- ① 成果報告書（報告書及び概要版） 5部
- ② その他事業に関連して作成した成果品 1部
- ③ ①及び②の電子ファイル 1部

（納入先：沖縄県企画部科学技術振興課）

7 契約保証金について

委託事業者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の金額を沖縄県に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

い。

- (3)業務の遂行に当たっては沖縄県と随時協議・報告を行い、その指示に従うものとする。
- (4)委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、使途を明らかにすること。
- (5)前項を満たさない場合または事業完了時において実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (6)この仕様書に定めのない事項又は、疑義の生じた事項については、沖縄県と協議するものとする。